

東京医療保健大学医療保健学部入学試験実施委員会規程

(設置)

第1条 入学試験の実施に関して、東京医療保健大学学則に基づき、医療保健学部入学試験実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 教務部長
- (3) 入試広報部長
- (4) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施に関すること。
- (2) 入試問題及び選抜方法に関すること。
- (3) 入学者選抜基準及び採点基準に関すること。
- (4) その他入学者の選抜に関すること。

(入試問題の作成)

第4条 入試問題の作成に当たっては、原則学内教員の中から、大学経営会議議長が「入試問題作成委員」を選定し、入試問題の作成を委嘱する。また、「入試問題作成委員」が作成した問題の査読・校正及び解答の作成を行う「査読・校正委員」を学内教員又は学外の有識者から大学経営会議議長が選定し、委嘱する。

(合否判定)

第5条 入学試験の合否判定に関し、合否判定委員会を設置する。

2 合否判定委員会は、次の各号に挙げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学経営会議議長
- (3) 学部長
- (4) 看護学科長
- (5) 医療栄養学科長
- (6) 医療情報学科長
- (7) 大学経営会議室長
- (8) 事務局長
- (9) 入試広報部長

(事務)

第6条 入学試験に係わる事務は、入試広報部が行う。

- 附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年12月8日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。